

評価結果反映報告書

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの令和3年度評価結果における主な反映状況

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第29条に基づく評価結果の業務運営の改善等への反映状況については、以下のとおりである。

令和3年度評価 総評「改善・充実を求める事項」	令和4年度の業務運営等への反映状況
<p>●地域医療機関等との更なる連携や、地域における専門人材の育成のより一層の充実が求められる。</p> <p>●コロナ禍における経営状況を踏まえ、特に病院部門において医業収入の一層の確保に向けた取組を強化することが求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・C@RNA システムを利用した初診 web 予約の積極的な活用を行った。（初診 web 予約件数：183 件（令和3年度：3 件） ・オンライン診療について、患者の利便性と安全性を両立する観点から体制を整え、令和4年11月から未破裂脳動脈瘤について、オンライン受診勧奨を開始した。 ・次期中期目標期間の早期に、病院救急車を積極的に活用して地域連携強化を図るため、車両の整備や救急救命士採用の準備等の環境整備を行った。 ・地域の医療機関からの画像診断・検査依頼については、検査結果等のレポートを迅速に作成するとともに、地域医療連携システム（C@RNA システム）の導入や地域連携 NEWS などを活用して PET、CT や MRI などの高額機器の共同利用を推進し、地域医療水準の向上に努めた。C@RNA 導入によるオンライン登録医は110 医療機関（前年比：40 件増）となり、オンラインからの高額機器共同利用検査依頼は計1,069 件と全依頼数の約73.7%を占めるに至った。 ・センター内外において実施している研修及び実習を一元管理することで、より効率的・効果的に研修等を実施出来る体制を構築し、かつ対外的な発信力を強化することを目的として、研修に特化した組織（健康長寿医療研修センター）を新設した。 ・新型コロナの流行状況を踏まえ、臨時的な取扱いによる「ハイケアユニット入院医療管理料2」を体制整備し、新型コロナ下においても着実な収入確保を図るとともに、随時発出される通知に遅滞なく対応し、適切な診療報酬請求に努めた。 ・発生した未収金については、電話催告、外来受診時の納入及び分割納入を促すことで未収金の回収に努めた。また、過年度未収金については、未収金管理要綱に基づき、督促や催告を行うとともに、利用可能な社会資源を繰り返し債務者とも協議することで、個々の状況に寄り添う対応に努めた。

【参考】地方独立行政法人法

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 (略)

第二十九条 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。